

各務原市 太陽光発電設備等設置事業費補助金 交付申請の手引き

1 対象者

市内の自ら居住する住宅に「太陽光発電設備」を設置する者

主な条件

- 固定買取価格制度による売電をする方(FIT等の認定を受ける方)は対象となりません
- 自己託送をする方は対象となりません
- 【例】発電した電力を、電力会社の送電網を使って別荘へ送って使う
- 国や県から他の補助金等を受けて設備を設置する方は対象となりません
- 発電した電力の30%以上を自家消費する必要があります
- 法令やガイドライン等を遵守する必要があります
- 市税等の滞納がある方は対象となりません
- 設備設置によって得られる環境価値(温室効果ガス削減により生まれる価値)は、自ら消費する分のみが設置者のものとなります(売電した分の価値は設置者のものとできません)
- 設備の耐用年数が経過するまでの間、J-クレジット制度への参加はできません

2 対象となる設備

(1)太陽光発電設備

(2)蓄電池((1)の太陽光発電設備と同時に設置する場合に限ります)

主な条件

- 市の交付決定日以後に事業に着手(契約)したものが対象となります
 - ・契約日が事業着手日となります
- 事業を完了したうえで、令和8年1月30日までに実績報告書を提出してください
 - ・設置工事完了後、工事代の支払いを完了して、実績報告書を提出する必要があります
- 中古品、リース品は対象となりません
- 蓄電池は 15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下のものに限り、
 - ・15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下であれば対象としますが、
 - 12.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下になるよう努めてください

3 補助金の額

(1) 太陽光発電設備(補助の対象は 5kW まで、小数点以下切捨て)

○ 7万円/kW

※ 1kW あたりの工事費を含む税抜き価格が7万円未満の場合はその額(1円未満切り捨て)を補助単価とし、発電容量を乗じた合計額の千円未満は切り捨てとします。

(2) 蓄電池(15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下ものに限る・補助の対象は5kWhまで)

○ 蓄電池価格(工事費込み・税抜き)の3分の1の額

※5kW(h)以上の設備を設置した場合の補助金は5kW(h)に相当する額までが対象です

4 申請について

各務原市 太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書を提出してください

配布場所

・HP(<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/kankyogomi/1015765.html>)からダウンロード

・市役所環境政策課(本庁舎2階)

提出先

市役所環境政策課 午前8時30分から午後5時15分まで

提出期限

令和7年12月26日(金)まで

※令和8年1月30日(金)までに実績報告書が提出する必要があります

※予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します

(先着順で受け付けます)

添付資料について

○各務原市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書チェックリスト

○顔写真付き本人確認書類の写し

○誓約書

・別添誓約書を確認のうえ提出してください

・施工業者の方にも誓約書の作成を依頼してください

(ガイドラインを遵守して設置された設備であることが補助の条件となっています)

○工事見積書及び内訳書

・施工業者選定にあたっては、原則として複数者の比較を行ってください(事業提案を受ける、見積もりを取る等)。ただし、複数者の比較が困難な場合(例:早期に導入しなければ希望する設備を期間内に設置することが困難)はこの限りではありません。

・見積書については別添「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に作成してください

・15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)を超える蓄電池は補助の対象外となります

○対象設備の設置場所及び付近の見取り図

・敷地の図面(1/100程度)に設備を設置する場所を明示してください

・住宅地図等(1/1500程度)に住宅の位置を示してください

・太陽光パネルの設置枚数と配置が分かる図面を添付してください

○対象設備の仕様書

- ・製品カタログ(コピー可)等、設備の仕様が分かる資料
- ・蓄電池の詳細な仕様書については、国(一般社団法人環境共創イニシアチブ)が実施する令和4年度以降の補助事業における補助対象システムとしてパッケージ型番が登録されていることが分かる書類(登録サイトのウェブページの印刷)を型番が記載されたカタログ等と併せて提出することで代えることができます。
【登録サイト】ZEH 補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業)の蓄電システム
登録済製品一覧検索 <https://zehweb.jp/registration/battery/>

○電力消費計画書

- ・任意の様式としますが、自家消費の割合がわかるよう年間の「発電想定量」「自家消費想定量」「売電想定量」については必ず記載してください。また、「過去1年間の電気代」「世帯人数」についても記載をお願いします。
- ・根拠となる発電想定量等のシミュレーション結果が分かる書類などを添付してください。

○委任状

- ・行政書士等へ事務を委任する場合は委任関係が分かる書類を提出してください

5 実績報告について

各務原市 太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書を提出してください

提出先

- ・郵送または持参の場合 市役所環境政策課 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・電子申請フォーム(LoGo フォーム)の場合は下記 URL からご提出ください

<https://logoform.jp/form/en3w/845068>

提出期限

事業完了から30日以内又は令和8年1月30日(金)のいずれか早い方の日

(注)一般的には、設備の引き渡しを受け、施工業者への支払いが完了した日が事業完了日となります

添付資料について

○各務原市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書チェックリスト

○契約書の写し

- ・見積と異なる場合は「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に内訳書を取得してください

○領収書の写し

- ・対象設備以外の代金と同時に支払いをする場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出してください
- ・施工代金の全額を、施工業者に支払うことが事業完了の条件です

○蓄電池の保証書及び取扱説明書の写し

- ・申請時に提出した「カタログ」と実績報告時に提出する「保証書(メーカー保証書)」「取り扱い説明書」により、蓄電池の仕様を満たしていることを確認します
- ・確認に必要なページのみ提出していただいても構いません(表紙、裏表紙等は省かないでください)
- ・別添蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリストも活用してください
- ・ただし、申請時に国(一般社団法人環境共創イニシアチブ)が実施する令和4年度以降の補助事業における補助対象システムとしてパッケージ型番が登録されていることが分かる書類により確認している場合は提出を省略できます。

○設備を設置したことが分かる写真(施工前、施工中、施工後)

○補助対象設備の設置状況を示す住宅全体の写真

○補助対象設備の型番が分かる写真

○太陽光パネルの設置枚数及び配置が分かる写真

○住民票の写し(発行後3月以内のもの。住所と補助対象設備の設置場所が同じである必要があります。)

○電力会社との接続契約書・買電契約書(特定契約書)等の写し

- ・売電に関する契約書を提出してください(売電しない方は不要)

○申請時に添付した資料に変更が生じている場合は変更後の書類を添付してください
(例)電力消費計画が変更となった

6 その他

- 法定耐用年数が経過するまでの間は、補助の目的に沿って設備を使用できるように管理してください。法定耐用年数経過前にやむを得ず設備の処分等を行う場合は、必ず、事前に市へ相談してください。
- 補助金の交付を受けた当該年度の終了後5年間(補助対象設備がその耐用年数を経過していない場合は、当該耐用年数を経過するまでの間)は、補助事業に係る帳簿等証拠書類を保管してください。
- 一般的な太陽光発電設備の耐用年数は17年、蓄電池は6年です。

蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト

- ・以下の内容が記載されている取扱い説明書等の該当ページのコピーを提出してください。
 - ・冊子の場合は該当ページ以外に、表紙や裏表紙のコピーも提出してください。
- ※一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が実施する令和4年度以降の補助事業における補助対象システムとしてパッケージ型番が登録されていることが分かる書類により確認している場合は上記の書類の提出を省略できます。

1 蓄電池パッケージ

- ☐ システム全体を統合して管理するための番号

2 性能表示基準

- ☐ 初期実効容量
- ☐ 定格出力
- ☐ 出力可能時間の例示
- ☐ 保有期間
 - ※ 補助金の申請者が法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことが記載されている書類
- ☐ 廃棄方法
 - ※ 使用済み蓄電池の廃棄・回収方法が記載された書類
- ☐ アフターサービス
 - ※ 国内のアフターサービス窓口の連絡先が記載された書類
- ☐ 蓄電池部安全基準
 - リチウムイオン蓄電池部
 - …JIS C8715-2又は IEC62619 に準拠したものであることが分かる書類
 - リチウムイオン蓄電池部以外
 - …蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠していることが分かる書類

3 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

- ☐ 蓄電システム部
 - 「JIS C4412」に準拠したものであることが分かる書類
 - (注)平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合は、それが分かる書類も可

4 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

- ☐ 第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであることが分かる書類(蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池のみ)

5 保証期間

- ☐ メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであることが分かる書類

※必要に応じて、別途資料の提出をお願いすることがあります。